

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所電気料4月分		
年月日	2022年4月14日	金額	4,481円

目的	政務活動を行うための事務所電気料
使途	事務所電気料2022年4月分
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**振替払込請求書兼受領証** (振込金受領証)(040406)

口座記号番号 00100 5 900116 加入会社名 中部電力ミライズ株式会社

令和4年4月分ご使用期間 3月4日～4月5日(日程04)

金額 千 百 十 万 千 百 十 円 消費税等相当額(再掲) 8 9 6 3 814円

ご依頼人氏名 小沼秀朗 事務所様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
とくとくプラン	kVA 16	kWh 158	8963

お支払期日は 5月6日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は 5月26日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

▼ 22.4.14

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 1/2に按分する	8,963円	1/2	4,481円
		50%	



# 給与 支払明細書

2022 年 4 月分

支給日 2022 年 4 月 30 日

氏名 XXXXXXXXXX 殿

出勤日	7 日間	雇用時間	30.5 時間	うち政務活動 業務時間	15.25 時間
-----	------	------	---------	----------------	----------

支 給 額	
時間給	1,000 円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	30,500 円
控 除 額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	934 円
合計	934 円

差引総支給額	29,566 円
うち政務活動支給額	15,250 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	人件費 (事務員雇用4月)		
年月日	R4年4月30日	金額	35,000円

目的	政務活動を補助する事務員を雇用
使途	令和4年4月分給与 [REDACTED] R4年4月1日 ~ R4年4月30日
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

按分の理由 雇用時間は全て政務活動にかかるものである為	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	35,000円	100%	35,000円

# 給与 支払明細書

2022年 4月分

支給日 2022年4月30日

氏名 XXXXXXXXXX 殿

出勤日	7日間	雇用時間	35時間	うち政務活動 業務時間	35時間
-----	-----	------	------	----------------	------

支給額	
時間給	1,000円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	35,000円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	1,072円
合計	1,072円

差引総支給額	33,928円
うち政務活動支給額	35,000円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・ <b>研修費</b>		
内容	倫理法人会会費 (令和4年4月分)		
年月日	2022年4月25日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	人々との意見交換ネットワークを拓げ、健全な社会と生活環境を実現し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、研修会など
政務活動・県政との関連性	講習会、研修会などを通じて、会員との意見交換により、県政等に関する情報収集をする。倫理法人会活動を通じて、地域社会の発展、環境の保全、産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを、政策や質問の参考にする。

◀領収書貼付枠▶

2022年4月1日

領収書

小沼 秀朗 殿

一般社団法人 **倫理研究所**

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL 03-3264-2231  
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>



¥10,000

2022年4月分 法人会費 (2022年4月現在 1口加入)


(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

令和4年 4月25日

印紙税法第5条第17号より印紙貼付不要

扱者印



※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・**その他** (規程)

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,000円	1/1	10,000円
		100%	

# 倫理法人会規程

## (総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第2条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による

## (目的)

- 第3条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基盤に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共存共栄の精神に開いた健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

## (活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
  1. 倫理経営の普及。
  2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
  3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
  4. その他目的を達成するために必要な活動。

## (会員)

- 第5条 本会の構成員は次に定めるものとする。
  - (1) 当所正会員で本会に登録した者
  - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 第6条 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第7条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第8条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第9条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 第10条 会員は次の場合、退会とする。
  1. 会員からの申し出によるとき。
  2. 会員である法人が解散したとき。
  3. 除名されたとき。
  4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入を督促する旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事がこれを除名することができる。
  1. 定款その他の規則に違反したとき。

## (役員)

- 第12条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
  1. 会長 1名
  2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以上1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹事長 1名
  4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 事務長 1名
  6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
  7. 監査 1～2名
  8. 地区長 各地区1名
  9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。  
1千社を超える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
  10. 各委員長 1名
  11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
  12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
  13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

## (附則)

- 第16条 単位倫理法人会には、以下の役員者を置く。
  1. 会長 1名
  2. 副会長 2名以内
  3. 専任幹事 1名
  4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
  5. 事務長 1名
  6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
  7. 監査 1～2名
  8. 幹事 10名以上を原則とする。
  9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
  10. 顧問 3名以内置くことができる。所轄の重複を助げない。
- 第17条 本会の全役員者の任期は1年とし、留任は助げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第18条 本会の全役員者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第19条 本会の全役員者は、家庭倫理の会の全役員との兼務はできない。
- 第20条 本会の全役員者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
  1. 当所の名誉を傷つけた場合。
  2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

## (運営)

- 第21条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第22条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第23条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第24条 本会は、年次終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第25条 本会の役員者、会員に対する出張旅費及び費用などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

第11条 会員間の金銭の貸借および取引などのトラブル及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

## (組織)

- 第12条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
  1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
  2. 会長以下必要な役員者（規程第15条）を置く。
  3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
  4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
- 第13条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および単位倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
  1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
  2. 単位倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
  3. 会長以下必要な役員者（規程第16条）を置く。
- 第14条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
  1. 正倫理法人会の場合  
単位倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
  2. 単位倫理法人会の場合  
統合、あるいは廃止とする。
  3. 解散処置  
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、管理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

## (役員)

- 第15条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
  1. 会長 1名
  2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以上1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹事長 1名
  4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 事務長 1名

## (補則)

- 第26条 本会の諸活動などでの、特定の商品の強固な宣伝などを含み、一切の取引を禁じる。また、本会の役員者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の助けとなる活動も同様とする。
- 第27条 役員者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
  1. 役員者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
  2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
  3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

## (附則)

- [改定実施日]
- 第28条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

## 沿革

- 制定 平成25年9月2日
- 改正 平成28年11月22日 一部改訂
- 令和3年3月27日 一部改訂

3-15-4-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ更新管理費、サポート (4月分)		
年月日	R4年4月30日	金額	40,000円

目的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に広く発信する。
使途	ホームページ保守、管理、更新 (4月分)
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様にわかりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

領 収 証

小沼ひびあま 様

No. \_\_\_\_\_

40,000 -

但 ホームページ更新管理費、サポート費 (4月分)

2022年 4 月 30 日 上記正に領収いたしました

掛川市高徳所198

株式会社ウェブプラ

収 入 印 紙

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

コクヨ ウケ-88

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	40,000円	1/1	40,000円
		100%	





3-15-4-6

〒 436-0077  
静岡県掛川市駅前 1 1 - 2

静岡県議会議員  
小沼 秀朗 様

お客様番号 [REDACTED]

### 領収証

静岡県議会議員  
小沼 秀朗 様

領収日	
領収番号	2516629

領収金額 **66,000 円**  
(消費税等 6,000 円を含む)

期 間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 9 月 30 日



種類	[配信先]	数量	月 額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報 モニ)	小沼 秀朗	1	10,000 (消費税)	6	60,000 (6,000)
合計					66,000

上記の通り領収いたしました。  
この件についてのお問合せは、 静岡総局

までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

発行責任者	経理局長	[REDACTED]	連絡先	03-3524-6081
事務担当者	集計部長	[REDACTED]	連絡先	03-3524-6100

〒1042-8178  
東京都中央区銀座5丁目15番8号  
株式会社 時事通信社  
代表取締役 境 隆  
電話 03-(680)1111 番 代 表

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	R4年4月4日	金額	2,590円

目的	県庁にて5月の臨時議会に向けた議員総会に参加するため
使途	交通費(掛川駅 → 静岡駅 東海道新幹線) 交通費(静岡駅 ⇒ 掛川駅 JR東海道線)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県議会5月臨時議会に関する議員総会が行われた。

<<領収書貼付枠>>

領収書  
Receipt \_\_\_\_\_様  
領収年月日 2022.-4.-4  
金額 ¥1,730(消費税等込み)  
上記金額確かに領収いたしました  
購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(50166, 1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅  
掛川駅北OMV発行 60167-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済




按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,590円	1/1	2,590円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて令和3年度議会資料の整理		
年月日	令和4年 4月 12日	金額	1,410円



目的	令和3年度分、議会資料整理するため		
使途	交通費 (静岡 ⇒ 掛川 東名高速道路代)		
政務活動・ 県政との 関連性	令和4年度を迎え、令和3年度県政をまとめた。		
《領収書貼付枠》	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>領 収 書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月12日 18時05分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ￥1,410-</p> <p>(現金)</p> <p>—入口料金所— 静岡</p> <p>通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01251732-00</p>		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,410円	1/1	1,410円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	R4年 4月13日	金額	2,180円


目的	お茶振興課との意見交換する為。		
使途	交通費(掛川 ⇒ 静岡 東名高速道路) 交通費(吉田 ⇒ 掛川 東名高速道路)		
政務活動・ 県政との 関連性	お茶振興課と静岡県の茶業振興に関する意見交換をした。		
<領収書貼付枠>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月13日 10時53分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410- (現金)</p> <p>-入口料金所- 掛川</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号208-00011021-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月13日 18時47分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥770- (現金)</p> <p>-入口料金所- 吉田</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01541829-00</p> </div> </div>			

接分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,180円	100%	2,180円

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	野球場候補地及び防潮堤視察		
年 月 日	R4年4月15日	金 額	1,050 円

目 的	浜松市の篠原地区野球場候補地と防潮堤を視察する為
使 途	交通費 (掛川 ⇒ 浜松 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県西部における、浜松市の篠原地区県営野球場候補地と防潮堤の具体的なエリアを視察した。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>領 収 書</b></p> <p>料金所 浜 松 西</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月15日 9時34分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,050- (現金)</p> <p>-入口料金所- 掛川</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00440913-00</p> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,050 円	1/1	1,050 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和4年 4月18日	金 額	3,460 円

目 的	県庁にて5月の臨時議会に向けた議員総会に参加するため。
使 途	交通費 (掛川駅 ⇄ 静岡駅 東海道新幹線)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県議会5月臨時議会に関する議員総会が行われた。
《領収書貼付枠》	

<p>領 収 書</p> <p>Receipt _____ 様</p> <p>領収年月日 2022.-4.18</p> <p>金 額 ¥1,730 (消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (40074 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 静岡駅</p> <p>静岡駅MV-6発行 50075-02</p> <p>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>	<p>領 収 書</p> <p>Receipt _____ 様</p> <p>領収年月日 2022.-4.18</p> <p>金 額 ¥1,730 (消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (10260 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 掛川駅</p> <p>掛川駅-MV2発行 20261-01</p> <p>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>
---	---

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a-b)
全て政務活動にかかる ものである		100%	
	3,460 円	-	3,460 円

## 支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・ <del>研修費</del> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	R4年 4月 27日	金額	1,410円

目的	くらし環境部とリニア中央新幹線の意見交換をするため。
使途	交通費 (掛川 ⇒ 静岡 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県政において、リニア中央新幹線工事と環境問題について調査した。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 領 収 書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月 27日 10時 38分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
(現金)

—入口料金所— 掛川

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号210-00400957-00

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,410円	100%	1,410円



支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	御殿場高原時之栖営業部長とスポーツ誘致意見交換		
年月日	R4年4月27日	金額	1,900円

目的	御殿場高原時之栖を例に静岡県へのスポーツ誘致意見交換の為
使途	交通費(静岡 ⇒ 御殿場 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	御殿場高原時之栖アストロピッチ人工芝グラウンドについて含め 御殿場高原時之栖の加藤弘一営業部長と静岡県へのスポーツ誘致についての意見交換 をした。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

**領 収 書**

料金所 御 殿 場

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月27日 13時40分  
車種 普通

通行料金 ¥1,900-  
(現金)

-入口料金所- 清水

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号210-00581252-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,900円	1/1	1,900円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	御殿場高原時之栖営業部長とスポーツ誘致意見交換		
年月日	R4年4月28日	金額	3,360円

目的	御殿場高原時之栖を例として静岡県へのスポーツ誘致意見交換の為
使途	交通費 (御殿場 ⇒ 静岡 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	御殿場高原時之栖アストロピッチ人工芝グラウンドについて含めた御殿場高原時之栖の加藤弘一営業部長と静岡県へのスポーツ誘致についての意見交換をした。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月28日 16時12分

車種 普通

通行料金 ¥3,360-  
(現金)

—入口料金所— 御殿場

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-01161456-00


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,360円	1/1	3,360円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗 )

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	御殿場高原時之栖営業部長とスポーツ誘致意見交換		
年月日	R4年4月28日	金額	3,360円

目的	御殿場高原時之栖を例として静岡県へのスポーツ誘致意見交換の為
使途	交通費 (御殿場 ⇒ 掛川 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	御殿場高原時之栖アストロピッチ人工芝グラウンドについて含めた御殿場高原時之栖の加藤弘一営業部長と静岡県へのスポーツ誘致についての意見交換をした。

<p>《領収書貼付枠》</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>領 収 書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月28日 16時12分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥3,360- (現金)</p> <p>—入口料金所— 御殿場</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01161456-00</p>
-----------------	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,360円	1/1	3,360円
		100%	



月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4月1日	茶業青年部との茶業振興意見交換	事務所 ⇄ JA 茶業研修センター	9
4月2日	大須賀地区まちづくり協議会と県政意見交換	事務所 ⇄ 大須賀支所	28
4月3日	陸浜地区まちづくり協議会と県政意見交換	事務所 ⇄ 陸浜防災センター	28
4月5日	掛川茶手もみ保存会との茶業振興意見交換	事務所 ⇄ JA 茶業研修センター	9
4月7日	大坂地区まちづくり協議会との県政意見交換	事務所 ⇄ 大坂コミュニティセンター	28
4月9日	土方地区まちづくり協議会との県政意見交換	事務所 ⇄ 大東北公民館	20
4月10日	萩間区との県政意見交換	事務所 ⇄ 萩間公会堂	26
4月11日	本郷西区との県政意見交換	事務所 ⇄ 本郷西公会堂	18
4月12日	令和3年度議会資料の整理	事務所 ⇄ 県庁	106
4月13日	お茶振興課との茶業振興意見交換	事務所 ⇄ 県庁	106
4月14日	大須賀第一地区との県政意見交換	事務所 ⇄ 大須賀支所	28
4月15日	篠原地区野球場候補地と防潮堤の視察	事務所 ⇄ 遠州灘海浜公園篠原地区	70
4月16日	日坂地区まちづくり協議会との県政意見交換	事務所 ⇄ 日坂小学学習センター	16
4月17日	下土方区との県政意見交換	事務所 ⇄ 大東北公民館	20
4月19日	市内茶商様との茶業振興のための県政意見交換	事務所 ⇄ 佐々木製茶	10
4月20日	広聴広報課と県政意見交換	事務所 ⇄ 県庁	106
4月22日	領家区と県政意見交換	事務所 ⇄ 領家第二公会堂	9
4月23日	桜木ゆうゆう会と県政意見交換	事務所 ⇄ 桜木ホール	10
4月24日	秋葉路区と県政意見交換	事務所 ⇄ 秋葉路公会堂	8
4月26日	東山茶業組合との県政意見交換	事務所 ⇄ 東山茶業組合お茶工場	24
4月27日	広聴広報課と県政意見交換	事務所 ⇒ 県庁	53
4月27日	御殿場時之栖営業部長とのスポーツ誘致意見交換	県庁 ⇒ 御殿場時之栖	73
4月28日	御殿場時之栖営業部長とのスポーツ誘致意見交換	御殿場時之栖 ⇒ 事務所	121
合 計			926

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書郵送費 Vol.14		
年月日	R4年4月18日	金額	840円

目的	県政に関する情報等を広く県民に広報する
使途	県政報告書郵送費
政務活動・ 県政との 関連性	県議会、県政に関する情報を広く県民に伝える広報活動。

《領収書貼付枠》

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-1823241		A93190014
取扱店	カケガワシモマタ	
払込口座	00180-3	901196
払込金額	*840	料金 *0

00180 3 901196

日本郵便株式会社

〒148-0077 東京都目黒区東目黒1-1-1

小沼秀朗

目 跡 印

**振替受付票**

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

記号番号 \*\*\*\*\*

スマホ決済アプリ ゆうちょPay  
口座直結だから事前チャージ不要!

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	840円	1/1	840円
		100%	